

## 奈良県林地開発許可制度実施要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）及び第10条の3に規定する監督処分の手続等について、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (開発許可の申請)

第2条 法第10条の2第1項の開発許可を受けようとする者は、省令第4条に規定する申請書に、次の各号に掲げる位置図及び区域図並びに同条第2号に規定する計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 位置図 開発行為をしようとする位置を示す縮尺5万分の1以上の地形図
- 二 区域図 次に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面
  - イ 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域
  - ロ イに掲げる土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域
  - ハ イ及びロに掲げる区域（以下「開発対象区域」という。）を明示するために必要な県界、市町村界、大字界、字界、地番界、地番及び形状

2 前項に規定する計画書の内容は次の各号に掲げるものとする。

- 一 開発行為に係る事業又は施設の名称
- 二 開発行為をしようとする森林の面積
- 三 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
- 四 開発行為に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 開発行為の全体計画の概要及び期別計画の概要
- 六 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- 七 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- 八 開発行為の施行により開発をしようとする森林の区域周辺において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する書類
- 九 開発行為をしようとする土地について、申請者が権原を有すること、又は権原を取得する見込みがあることを示す書類
- 十 開発行為に伴い、直接の利害関係を有する者がある場合にあっては、当該利害関係を有する者の承諾書又は同意書（承諾書又は同意が得られない場合にあっては、その理由書）
- 十一 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、

植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

十二 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記述すること。）

十三 その他知事が必要と認める事項

3 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 現況図（開発対象区域の地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）

二 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）

三 土地利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）

四 のり面の断面図（のり面の高さ、こう配、土質、施行前の地盤面及びのり面保護の方法を示す図面）並びに開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量

五 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

六 建築物等の概要図

七 その他知事が必要と認める図書

（開発行為の計画の変更）

第3条 法第10条の2第1項の規定による開発許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、開発許可に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、林地開発許可変更申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合は林地開発行為変更届出書（様式第2号）とすることができる。

一 開発行為の目的

二 開発行為に係る森林の面積

三 防災施設（洪水調整池、擁壁、えん堤等）の新設又は廃止若しくは位置又は構造

四 残置森林又は造成森林の面積の減少若しくは配置

五 開発計画の工区区分

六 その他計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすことになる場合

2 前項の林地開発許可変更申請書には、省令第4条に規定する書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(許可又は不許可の処分)

第4条 知事は、前2条の規定による申請があったときは、現地調査、書類審査等を行い、許可又は不許可の処分をしなければならない。

(工事着手(再開)等の届出)

第5条 開発行為者は、当該開発許可に係る工事(以下「開発工事」という。)に着手したとき、又は一時中止した開発工事を再開しようとするときは、遅滞なく、林地開発行為着手(再開)届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 開発行為者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届出書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(工事完了の届出)

第6条 開発行為者は、開発工事(当該開発許可を受けた区域を工区ごとに分けたときは、その工区ごとの工事)を完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書(様式第5号)を知事に提出し、その確認を得なければならない。

(開発行為の中止(廃止)届出)

第7条 開発行為者は、開発工事を中止し又は廃止したときは、遅滞なく、林地開発行為中止(廃止)届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(開発行為者の地位承継等の届出)

第8条 開発工事の完了前に相続、譲渡、合併その他の理由により、開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為者の地位承継届出書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発行為者の地位の承継があったことを証する書類
- 二 開発行為に必要な資金の額及びその調達方法に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 開発工事の完了前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行為者の地位譲渡届出書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(開発行為に係る土地の権利譲渡の届出)

第9条 開発行為者は、開発許可を受けた土地に係る権利を譲渡したときは、遅滞なく、土地の権利譲渡届出書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(災害発生の届出)

第10条 開発行為者は、開発工事の期間中に、開発対象区域において災害が発生した場合

は、直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（施行状況の報告）

第11条 開発行為者は、開発工事の施工中の状況について、毎年3月1日及び9月1日現在の林地開発行為施行状況報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（開発許可標識の設置）

第12条 開発行為者は、開発工事の期間中、工事現場の見やすい場所に林地開発許可の標識（様式第12号）を掲示しておかななければならない。

（開発許可の取消し等）

第13条 知事は、開発行為者が開発許可に附した条件に違反した場合、法第10条の3の規定による命令に違反した場合又は偽りその他の不正な手段により開発許可を受けた場合において、当該開発許可を取り消すことができる。

2 開発行為者は、開発許可が取り消されたときは、開発区域に係る森林の公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

（小規模林地開発行為の把握）

第14条 知事は、林地開発許可制度の健全な運用を図るため、林地開発許可制度の対象規模に達しない小規模な林地開発行為の把握に努めるものとする。

（連絡調整）

第15条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により林地開発許可制度の適用のない開発行為について開発行為をしようとする者（以下「協議者」という。）は、事前に知事と連絡調整（様式第13号）を行わなければならない。

2 協議者は、前項の協議事項を遵守し、林地開発許可制度の趣旨に即した適正な開発行為の履行を確保しなければならない。

（事務処理の方法）

第16条 この要綱に定めるもののほか、円滑な事務処理を図るため、別途要領等を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号

林地開発許可変更申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
申請者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
変更の理由	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に係る森林の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	
備 考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

様式第2号

林地開発行為変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
届出者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
変更の理由	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に係る森林の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	
備 考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

林地開発行為着手（再開）届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
届出者  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり着手（再開）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
着手（再開）年月日	
完了予定年月日	
開発行為の名称	
工事施工者の住所 氏名	(TEL )
現場管理者の住所 氏名	(TEL )

様式第4号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
届出者  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の住所、氏名を次のとおり変更したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
変更前の住所 氏名	
変更後の住所 氏名	

注意事項 当該変更に係る事実を証する書類を添付すること。

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
届出者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
完了年月日	
開発行為の名称	
工事施工者の住所 氏 名	(TEL )
現場管理者の住所 氏 名	(TEL )

注意事項 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

林地開発行為中止（廃止）届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
届出者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止（廃止）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
中止（廃止）年月日	
中止（廃止）の理由	
工事中止（廃止） 時点における開発 行為進行状況	
中止（廃止）後の措置	

注意事項 中止（廃止）後の防災措置等について、その計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為者の地位承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
届出者  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり承継したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
住所 許可の受けた者の 氏名	
開発行為に係る森林 の所在場所	
承継の原因	

注意事項 地位承継を証する書類及び別に指示する書類を添付すること。

林地開発行為者の地位譲渡届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
届出者  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
承継者の住所 氏名	
開発行為に係る森林 の所在場所	
譲渡の原因	

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

様式第9号

土地の権利譲渡届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所  
届出者  
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
譲渡に係る土地の所在場所	
譲受者の住所・氏名	(TEL )

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

林地開発行為地災害発生届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
届出者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
災害発生年月日	年 月 日
災害発生区域	
被災の状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

- 注意事項
- 1 被災状況は図面及び写真で明示すること。
  - 2 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
報告者  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の進捗状況を次のとおり報告  
します。

年 月 日現在

許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 奈 良 県 指 令 第 号		
設 計		出 来 高		進 捗 率 %
工 種	数 量	工 種	数 量	

- 注意事項
- 1 数量及び進捗率は、小数点 1 位四捨五入、整数止めとすること。
  - 2 現場の状況がわかる写真を添付すること。

様式第 12 号

林 地 開 発 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 奈 良 県 指 令 第 号
開 発 行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 者 住 所 ・ 氏 名	( T E L )
工 事 施 工 者 住 所 ・ 氏 名	( T E L )
現 場 管 理 者 住 所 ・ 氏 名	( T E L )
開 発 行 為 区 域 の 略 図 ( 注 ) 現 在 位 置 ・ 周 辺 の 道 路 等 を 含 め た 略 図 と す る 。	

- 注意事項
- 1 材料は指定しないが記入事項が工事完了時まで明示できるものであること。
  - 2 標識の大きさは、縦 80 センチメートル、横 100 センチメートル以上とすること。
  - 3 標識は、下辺が地上 90 センチメートル以上となるように立てること。

林 地 開 発 行 為 協 議 書

第 号  
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
協議者  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

林地開発許可制度の適用を受けない下記の林地開発行為について協議いたします。

開 発 行 為 の 位 置	
開発行為に係る森林面積	
施 行 主 体	
事 業 の 名 称	
備 考	

- 注意事項
- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位（5位四捨五入）まで記載すること。
  - 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況等を記載すること。
  - 3 開発行為に係る森林の地番が全部記入できない場合には、別に地番明細書を添付すること。
  - 4 森林法第 10 条の 8 の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書の写しを添付すること。
  - 5 別に指示する書類を添付すること。